

資料 1

令和 5 年増殖実績について

令和5年増殖実績について

1 増殖呈示量

知事から漁業権の免許を受けた内水面の漁業協同組合は、対象とする水産動植物の増殖を行う義務があり（漁業法第168条）、群馬県内水面漁場管理委員会では各漁場における最低限行うべき増殖の目安として、「増殖呈示量」を示している。

なお、都道府県知事は、内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者が当該内水面における水産動植物の増殖を怠っていると認めるときは、内水面漁場管理委員会の意見をきいて増殖計画を定め、その者に対し当該計画に従って水産動植物を増殖すべきことを命ずることができる（漁業法第169条）。

2 令和5年増殖呈示量の通知と達成状況

令和5年の増殖呈示量（4ページ）は、漁業権の免許を受けた漁業協同組合に令和5年3月28日付けで通知している。

その後、各漁業協同組合へ令和5年増殖実績の報告を依頼し、増殖が適正に実施されているかを調査した結果（5ページ）、1つの漁業協同組合の3魚種で令和5年度増殖呈示量に達していなかった（6ページ）。このため、呈示量を達成できなかった漁業協同組合の指導について検討したい。

漁業法抜粋

第168条

内水面における第五種共同漁業は、当該内水面が水産動植物の増殖に適しており、且つ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない。

第169条

都道府県知事は、内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者が当該内水面における水産動植物の増殖を怠っていると認めるときは、内水面漁場管理委員会（第七十一条第一項ただし書の規定により内水面漁場管理委員会を置かない都道府県にあっては、同条第四項ただし書の規定により当該都道府県の知事が指定する海区漁業調整委員会。次条第四項及び第六項において同じ。）の意見を聴いて増殖計画を定め、その者に対し当該計画に従って水産動植物を増殖すべきことを命ずることができる。

2～4 略

令和5年増殖放流呈示量

魚種	アユ 稚魚(kg)	ヤマメ 稚魚(尾)	イワナ 稚魚(尾)	マス 稚魚(尾)	コイ	フナ (kg)	ウグイ 産卵場 造成 (箇所)	オイカワ 産卵場 造成 (箇所)	ウナギ (kg)	ドジョウ (kg)	ワカサギ 卵(万粒)	カジカ 産卵場 造成 (箇所)	モツゴ (kg)	ナマズ (kg)
利根 1号	1,840	237,000	243,200			40	2	2	10		1,370	1		
利根 15号		産卵床造成 1箇所												
阪東	170	72,500				1	1	1	1					
群馬 3号	70	243,200				2	1	1	1	3				2
群馬 9号	80	217,100	7,000			10	1	1	1		110	1		
吾妻 2号	200	22,500	6,200			5	1	1	1					
吾妻 4号		66,700	6,200				1							
上州 5号	1,470	791,200	18,700			19	1	1	10	5	250			
上州 16号				3,700		290					70			
烏川	130	18,700				18	1	1	4	10				
東毛 3号	70	28,400				18	1	1	1	1				1
東毛 8号						10	1	1	1					
両毛 9号	70	217,100	7,000			10	1	1	1		110	1		
両毛 10号	70	78,000	1,200			5	1	1	1		6,300	1		
神流川	30	35,800				512	1	1			13,500			
南甘	1,910	220,000	2,300				1		5			1		
上野村	1,220	867,400	201,800				1		5			1		
邑楽						1,125			8					13
近藤沼						575			3		180			
日向						500			5					
城沼						65			3		55		2	
赤城大沼						150					18,500			
榛名湖				1,500		4	1				18,000			
合計	7,330	3,115,600	493,600	5,200		3,358	17	13	59	18	58,445	6	2	16

令和5年 漁業協同組合増殖実績(漁協会計漁業権別換算後)

魚種	アユ	ヤマメ	イワナ	マス	コイ	フナ	ウグイ	オイカワ	ウナギ	ドジョウ	ワカサギ	カジカ	モンゴウクチボソ	ナマズ
漁業協同組合	稚魚(kg)	稚魚(尾)	稚魚(尾)	稚魚(尾)		(kg)	産卵場造成(箇所)	産卵場造成(箇所)	(kg)	(kg)	卵(万粒)	産卵場造成(箇所)	(kg)	(kg)
利根1号	3,100	587,500	490,000	576,375		80	3	3	20		3,000	2		
利根15号		産卵床造成2箇所												
阪東2号	223	132,500		315,000		1	1	1	1					
群馬3号	150	587,750		825,000		3	2	1	3	5				2
群馬9号	130	211,500	0	262,500		15	1	1	0		200	1		
吾妻2号	350	28,000	21,000	555,000		9	1	1	2					
吾妻4号		127,000	19,000	306,000			1	1						
上州5号	2,705	1,497,250	37,500	1,896,250		19	1	1	20	10	800			
上州16号				7,500		400					200			
烏川5号	210	37,500		112,500		30	1	1	5	20				
東毛3号	150	56,950		139,125		40	1	1	1	1				1
東毛8号	10	300		11,625		20	1	1	1					
両毛9号	150	630,500	16,688			20	1	1	1		400			
両毛10号	150	150,000	7,500	855,000		10	1	1	2		9,600	1		
神流川7号	50	340,500		112,500		1,029	1	1			30,000			
南甘6号	3,500	535,000	5,000	45,000			1		10			1		
上野村6号	2,450	1,806,875	751,875	709,500			1		10			1		
邑楽11号						1,500			10					16
近藤沼12号						900			5		400			
日向13号						1,000			10					
城沼14号						150			7		100		15	
赤城大沼17号						330	1				67,000			
襟名湖18号				3,000		5					30,000			
合計	13,328	6,729,125	1,348,563	6,685,875		5,561	19	14	108	36	141,700	7	15	19

・灰色のセル:増殖呈示量未達成

・斜線:増殖呈示のない実績

令和5年度増殖呈示量未達成状況

No.	漁協名	免許番号	魚種	呈示量		実績量 (換算後)		不足量		未達成理由	指導 (案)
				数量	単位	数量	単位	数量	単位		
1	群馬漁協	共第9号	ヤマメ	217,100	尾	211,500	尾	5,600	尾	9月1日の漁業権切替により、共第9号の漁業権がなくなったので、当初予定していた秋の放流を行わなかったため。	文書
2	群馬漁協	共第9号	イワナ	7,000	尾	0	尾	7,000	尾	9月1日の漁業権切替により、共第9号の漁業権がなくなったので、当初予定していた秋の放流を行わなかったため。	文書
3	群馬漁協	共第9号	ウナギ	1	kg	0	kg	1	kg	9月1日の漁業権切替により、共第9号の漁業権がなくなったので、当初予定していた秋の放流を行わなかったため。	文書